

議案第 号

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 月 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「平成 18 年厚生労働省告示第 92 号」を「平成 20 年厚生労働省告示第 59 号」に、「注 7」を「注 8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療が、これらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず一部負担金を支払うことを要しない。</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第5条</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療が、これらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず一部負担金を支払うことを要しない。</p>